明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍東京都多摩市一ノ宮四丁目二五番地三、最後の住所東京都江東区亀戸七丁目五八番四号東陽マンション三〇一

被相続人　亡　照井　昇

右被相続人は平成二十九年七月十四日頃死亡し、その相続人は平成三十年五月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル三階まこと法律事務所

限定承認者吉田光宏

代理人弁護士　北村　真一

限定承認公告

本籍東京都中野区東中野三丁目四〇番地、最後の住所大阪府大阪市旭区新森二丁目四番七―六〇五号

被相続人　亡　岩永　博行

右被相続人は平成三十年二月二十三日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

大阪府堺市堺区甲斐町西三―一―一〇―二〇六

相続財産管理人　岩永　佳奈

限定承認公告

本籍岡山県津山市大田九一番地四、最後の住所岡山県津山市大田九一番地四

被相続人　亡　増田　善兼

右被相続人は平成三十年三月十七日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十五日岡山家庭裁判所津山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

岡山県津山市大田九一番地四

相続財産管理人　増田里枝子

信用事業の全部の譲渡につき通知公告

当組合は、平成三十年六月一日をもって、信用事業の全部を北海道信用漁業協同組合連合会（札幌市中央区北三条西七丁目一番地）へ譲渡いたしました。

以上、水産業協同組合法第五十四条の二第四項に基づき公告いたします。

平成三十年六月四日

北海道釧路市大川町一番一三号

釧路市東部漁業協同組合

代表理事組合長　北島　千也

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年五月二十三日開催の通常総会において、出資一口の金額を二千円から千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年六月四日

島根県益田市幸町四番六〇号

益田酒販協同組合

代表理事　俵　護

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成三十年五月十八日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に基づき、定款を変更して、同日現在において発行済の当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることとし、全部取得条項付株式と名付けることにいたしましたので公告いたします。

当該定款変更の効力発生日は、平成三十年七月十三日（以下「効力発生日」といいます。）でございます。

また、当社は、本臨時株主総会の特別決議に基づき、効力発生日をもって、全部取得条項付株式の全てを取得することにいたしましたので、当該株式に係る株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年七月十三日までに当社にご提出下さい。

平成三十年六月四日

福岡県うきは市浮羽町三春一〇四八番地一

福岡バーク株式会社

代表取締役　村田　一朗

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成三十年三月三十日（号外第七十号）農林水産省・国土交通省告示第一号（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する件）（原稿誤り）				
五六三	ページ上段表中改正後欄中終りから九行目の次に次を加える。			
五六三	上	表中改正後欄中終りから八	近年、国内における日本人観光旅客の消費額は、概ね横ばいとなっている。また、日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数は、やや増加傾向にある一方、年間に国内宿泊観光旅行を全く行わない日本人の割合についても増加傾向となっている。このように、国内旅行市場は大きな成長は見られない状況であるが、国内における旅行消費額において、日本人観光旅客の消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果をより一層高めるため、さらに国内旅行を促進することが重要である。今後、滞在日数や国内旅行に行く回数を増やしていくことにより、国内における旅行消費額の維持に努めることが必要である。	他方、
五六三	下	表中改正後欄中終りから四～三	加えて	また
五六四	上	表中改正後欄中五～六	ディスティネーション	目的地
五六四	ページ上段表中改正後欄中一一行目の次に次を加える。			
五六五	上	表中改正後欄中一八～一九	「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた外国人の観光旅行の振興のための施策の多くは、日本人の国内観光旅行の振興にも資するものであり、それらの施策を推進することにより、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進を図っていく必要がある。	
五六五	ページ上段一八行目から下段一二行目までは次のとおりの誤り。（1）・（2）（略）			
五六八	上	表中改正後欄中八行目から一〇行目の「とともに、広域的な観光地域づくりに関する基本的な方針との整合性を確保する」は削除する。		
五七〇	〃	表中改正後欄中一八～一九	外国人観光旅客	観光旅客
五七一	〃	表中改正後欄中終りから五	加えて、	加えて、誰もが観光を楽しめるよう、
五七三	ページ下段表中改正後欄中一七行目の次に次を加える。			
五七三	下	表中改正後欄中終りから四～三	また、我が国を来訪する外国人観光旅客の増加の効果を全国津々浦々に届けるためには、地域間が広域的に連携することにより広域周遊観光を促進し、外国人観光旅客の全国各地域への来訪及び滞在をより一層促進することが必要となっており、観光圏は、広域周遊観光促進の取組において、宿泊機能を有し、かつ、外国人観光旅客が周辺の観光地へ訪問、滞在する際の拠点となる中核的な観光地としての役割を果たすことが期待される。このため、外国人観光旅客の来訪及び滞在を促進するに当たっては、広域的な観光地域づくりに関する基本的な方針と観光圏整備計画及び観光地域づくり実施基本方針との調和を図る等、広域周遊観光促進の取組と十分に連携して行うことが期待される。	
五七四	平成三十年五月一日（号外第九十五号）褒賞欄黄綬褒章の部中（原稿誤り）			
五七四	一		「樋口　哲也」は取下げにより削る。	

◉号外　六月四日付第一一九号一六　〇ページ●同日付政府調達第一〇二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）